国民健康保険高額療養費の
申請手続きの簡素化(自動振込)について

１か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が月額上限額を超えた場合、申請により限度額を超えた額が「高額療養費」として支給されます。

月額上限額を超える支給の対象となった場合、一度申請されると、次回以降、月額上限額を超える支給の対象となった場合でも申請の必要はありません。

振込日・振込額は、振込日前に送付する「国民健康保険高額療養費について(通知)」でご確認ください。(医療機関ごとの明細は通知されません。)

●自動振込が停止になる場合　(窓口での手続きが必要な場合)

- 指定口座に振り込みができなかった場合
- 世帯主が変更または死亡した場合
- 国民健康保険料に滞納が生じた場合
- 福祉医療費助成制度との合算となった場合

●その他注意事項

- １回の振込額が 500 円未満の場合、次回以降の支給分と合算して支給する場合があります。
- 医療費の一部負担金の支払いについて、医療機関に照会する場合があります。
- 高額療養費を自動振込したあとに、その医療費の一部負担金を医療機関へ支払っていないことが確認された場合は、支給済の高額療養費を返還していただきます。
- 再審査等により支給額に変更が生じた場合は、次回以降の支給で増額・減額調整いたします。
- 後期高齢者医療制度に移行し、高額療養費の支給を受けるときは改めて申請が必要です。(振込口座の登録の自動移行はされません。)
- 交通事故などの第三者行為または業務上の事故による傷病において診療を受けた場合は、ご連絡をお願いいたします。

●振込先に公金受取口座を指定される場合

- 申請書の「□ 公金受取口座を利用する」の□にチェック（✓）を入れてください
- マイナポータル等により、世帯主の公金受取口座の事前登録が必要です。
- 公金受取口座を変更された場合は、再度、国民健康保険高額療養費簡素化申請書(振込口座変更)の提出が必要です。
- 申請書の「振込先欄」に口座情報が記入されており、「□ 公金受取口座を利用する」にもチェック（✓）がついている場合、記入されている口座情報を優先します。
- 公金受取口座の口座情報が確認できなかった場合、高額療養費簡素化申請書を返却しますので、口座情報をご記入の上、再提出をお願いします。

お問い合わせ
市民課保険年金係
TEL：0838-25-3147